

2021年11月18日
 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
 代表取締役社長 チャン・バン・ミン
 問合せ先：管理部 03-6222-9506

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とは、経営環境が変化する中において、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、経営の透明性と健全性を確保するとともに、迅速且つ効率的な意思決定ができる体制構築・運用することあります。また、当社は支配株主を有しておりますが、取締役会の構成において支配株主の役職員はおりません。従って、少数株主の利益を保護しながら当社独自の判断で意思決定を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Soltec Investments Pte. Ltd.	3,952,993	48.45
株式会社エアトリ	3,115,155	38.18
チャン・バン・ミン	490,000	6.01
Evolable Asia Co., Ltd.	350,000	4.29
陳 忠誠	97,450	1.19
平川 和真	67,800	0.83
NiceGuys Vision 株式会社	56,500	0.69
窪田 陽介	28,250	0.35

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	Soltec Investments Pte. Ltd.
親会社の上場取引所	非上場

補足説明

公募増資後は、Soltec Investments Pte. Ltd. の所有割合は、間接所有分を含めても 50%を下回ることになり、親会社ではなく「その他の関係会社」に該当する予定であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社の企業グループとの取引にあたりましては、取引の必要性と合理性がある場合に限定して、さらに取引条件の妥当性の確保を条件にして、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の承認手続きを受けた上で、これを行っており、少数株主の利益を害するものでないことを確認しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

その他の関係会社に該当する株式会社エアトリの企業グループとの取引にあたりましても、親会社の企業グループとの取引の際と同様の手続きを行い、少数株主の利益を害さないための確認措置を取っております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増山 雅美	他の会社の出身者											
衣笠 嘉展	他の会社の出身者								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増山 雅美	○		上場会社での管理担当取締役、さらには常勤監査役等の経験を重ねており、職務執行から経営監督までの幅広い知見を活かして、外部の視点からガバナンス強化のための意見や提案を行っていただけたと判断して、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
衣笠 嘉展		社外取締役の衣笠 嘉展氏は、2021年6月まで、当社の取引先である株式会社ネクストビートの業務執行者であり、退職後は同社の技術顧問（非常勤）に就きました。また、同氏が代表を務める株式会社イクシアスと株式会社ネクストビートとの間に、ソフトウェア開発にかかる取引関係があります。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	上限の定めはない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は監査結果等について適宜意見交換を行うことで連携する

携を図っております。監査役は、内部監査担当者と適時に情報交換を行い、内部監査担当者より監査役に対して内部監査の実施状況を報告し、意見交換を行っております。また、監査役は、四半期ごとに会計監査人及び内部監査担当者と、会計に関する事項を含む幅広い事項について意見交換の場を設け、お互いの監査の品質と有効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高田英次	他の会社の出身者													
狐塚利光	公認会計士													
里見 剛	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高田英次	○	—	事業会社での、経理業務を含む管理部門での経験と知見が豊富であることから、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向けた貢献を期待して、常勤（社外）監査役に選任しております。 また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
狐塚利光	○	—	公認会計士として会計・監査の分野に関する豊富な経験と幅広い知

			見を有しております、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向けた貢献を期待し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
里見 剛	○	—	弁護士として法務・コンプライアンスの分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向けた貢献を期待し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立役員となる者は独立性が実質面において担保されていることが重要と考えております、独立役員につきましては、社外役員5名のうち、当社の取引先と取引関係のある社外取締役1名を除いた、4名（社外取締役1名、社外監査役3名）が適任であると判断いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、中長期的な企業価値向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、常勤監査役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役、従業員、子会社従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることによって、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

取締役および監査役の報酬は、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）及び社外役員の区分によって、総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績、業種や規模等に応じてベンチマークとする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して、各取締役の役位、業績貢献、管掌範囲、在籍期間に応じ、取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部が行っております。取締役会等の重要会議の資料配布にあたっては事前に検討する余裕ができるように可能な限り早期の配布に努めており、また、取締役会前に取締役 CFO から事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、会社法の趣旨に沿って社外から取締役および監査役を招くことで、今後の事業拡充の局面にあっても継続的に経営の監督機能を確保できる体制を構築しております。

(1) 取締役会

取締役会は、取締役 5 名で構成され、うち 2 名は社外取締役であります。取締役の任期は 2 年としております。取締役会は、法令や定款に則り、迅速かつ適切な経営の意思決定を行なうために、定時取締役会を月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社の社外取締役は、過去に上場会社等で経営に関与した経験を活かし、当社の取締役会においても経営全般に率直かつ有効な助言を行っております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、3 名の社外監査役で構成され、常勤監査役 1 名と非常勤監査役 2 名であります。監査計画に基づく監査を実施して、毎月 1 回、取締役会開催前に監査役会を開催して情報共有するとともに、意見形成ができる体制を構築しております。

監査役 3 名の構成につきましても、常勤監査役は過去の上場会社等での管理部門や税理士事務所での豊富な実務経験を持ち、他の 2 名の監査役は、各々公認会計士及び弁護士であり、各監査役は取締役会その他の会議において、取締役の職務執行について総括的な確認を行うとともに、適宜意見を述べ、監督の実効性を確保しております。

(3) 経営戦略会議

当社グループでは、原則として 2 週間に 1 回以上、常勤役員、非常勤取締役のほか、ベトナム子会社を含む部長職社員も参加して、経営戦略会議を開催しております。経営戦略会議はベトナム子会社にかかる重要な事項の意思決定機関であるとともに、当社にとっても職務権限規程で定めた事項の決議を行うほか、取締役会で審議予定の事項について事前協議する場となっております。当会議には社外取締役や常勤監査役も出席して、議論の形骸化を防ぎ、チェック機能が働く重要会議として運営しております。

(4) 会計監査人

当社は、監査法人東海会計社と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

(5) 内部監査

当社は「内部監査規程」に基づき、内部監査室による内部監査を実施しており、基本的に半期で全部門の内部監査を一巡しております。内部監査室には 2 名が所属し、ベトナム子会社の規模や重要性を勘案して、うち 1 名は、ベトナム子会社に出向し常駐して監査を実施しております。また、子会社の内部監査の実施に当たっては、監査計画の策定から、監

査での確認内容、調書や報告書作成に関して、日本の内部監査担当者と連携して運営しております。

(6) リスクコンプライアンス委員会

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、3カ月に1度、リスクコンプライアンス委員会を開催しております。当委員会には常勤役員、社外取締役のほか、ベトナム子会社を含むリスク管理にかかる部長職社員も参加して、リスク分析資料を共有しながら、リスク管理に関して発生した事象や、各部門の活動の進捗を確認とともに、必要に応じて対応策を協議しております

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役2名は、各々、上場会社の管理責任者や監査役の経験者、及び事業会社のCTO経験者であり、バランスの取れた構成であると考えております。また、監査役3名も全員が社外監査役であり、各々専門性のある知見に基づいて、当社の経営戦略会議や取締役会において、独立した立場から適宜意見を表明することによって議案の審議にも影響を与えております。本体制によって、業務執行にかかる意思決定に対する監督及び監査は機能しており、業務の適正性が確保されているものと考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分に議決権行使内容を検討できるように、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が出席できるように他社の株主総会の集中日を避けるとともに、株主が出席しやすい場所を確保するように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であるものと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であるものと考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項であるものと考えております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは作成しておりませんが、「適時開示規程」を策定して、フェアディスクロージャー・ルールを規定するなど、重要な会社情報を投資者に対して、迅速、正確かつ公平に開示することを基本方針としております。また、「適時開示マニュアル」を作成して、その実務運用のための体制も構築しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機	第2四半期決算および通期決算発表後に決算説明会を	あり

関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に開催して、代表取締役が業績や経営方針を説明することを予定しています。	
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在は予定しておりませんが、今後海外投資家の状況を勘案しながら検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上の IR サイトにおいて、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、株主総会招集通知等を掲載してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役 CFO および経営企画部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、社内規程等での特段の定めはありませんが、IR 活動の基本方針として、株主・投資家を始めとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することを責務と考えております。この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識して、常に株主や投資家の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行ってまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項であるものと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を行なう方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するため、以下の通り内部統制システムの整備の基本方針を定めております
1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定めます。当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告します。
当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行います。
当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置します。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも行いません。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規程に則り作成、保存、管理しています。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。当社は、「個人情報取扱規程」、「情報管理規程」等の社内規程に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備し

ます。

3. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進します。

当社は、経営戦略会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理します。

当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行います。

4. 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入します。

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行います。

当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保します。

当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を原則として2週間に1回以上開催します。

5. 当社及びその子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、取締役及び執行役員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握します。

当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図ります。

当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図ります。

当社の内部監査室は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証します。

当社の監査役及び監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求します。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化します。

当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の経営戦略会議等の決定機関において事前承認を得たうえで執行します。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、経営戦略会議にて報告するものとします。

当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行います。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとします。監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人並びにその子会社の Director 及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとします。

また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならないものとします。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

当社の監査役は、当社又はその子会社の取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行います。

当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めるることができます。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。

当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図ります。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保します。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言します。

反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、かつ被害を防止するために「反社会的勢力に対する基本方針」を制定するとともに「反社会的勢力対策に関する規程」を定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力防止に関する業務を所管する部署は管理部とし、不当要求等に対する実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社会的勢力対策に関する細則（反社会的勢力調査マニュアルを含む）」を整備しています。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けております。

外部との連携に関しては、2020 年 3 月には不当要求防止責任者を選任して所管の警察署に届け出を行い、2020 年 12 月に公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入する

ことによって、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、警察と連携できる体制を整えております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

なし

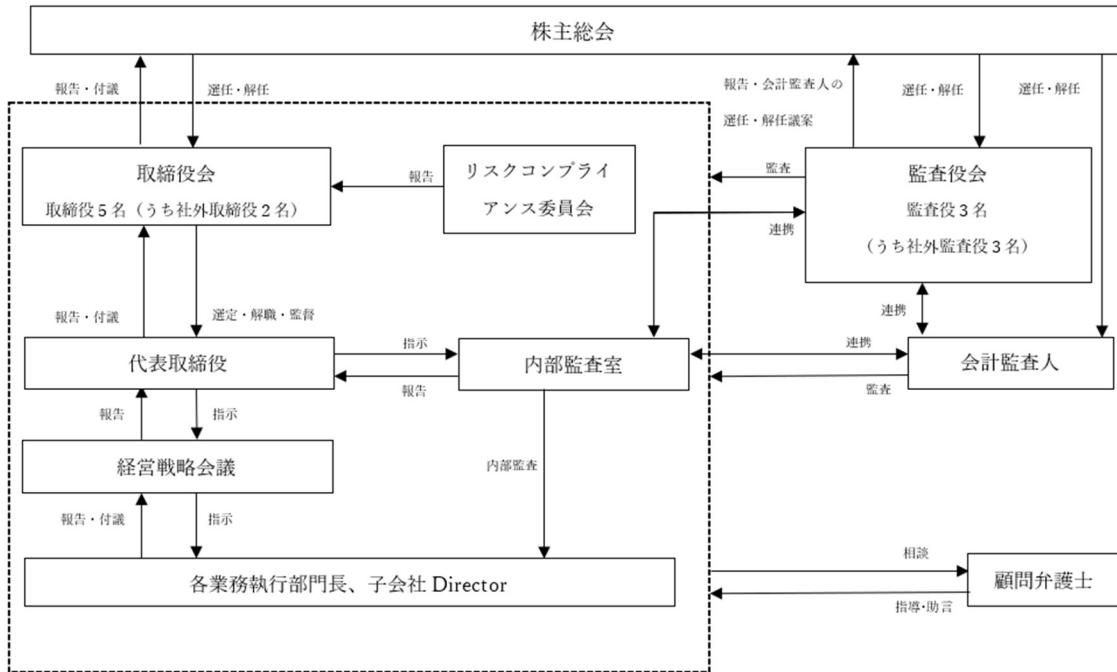
該当項目に関する補足説明

--

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

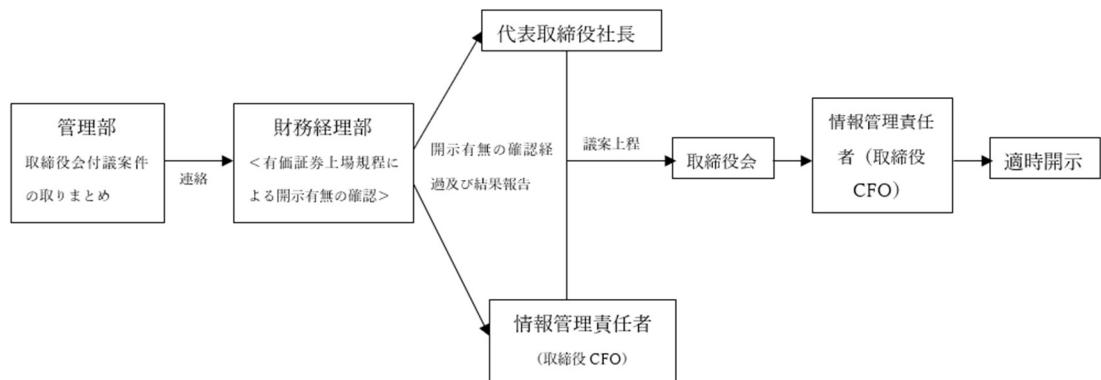
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの様式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】

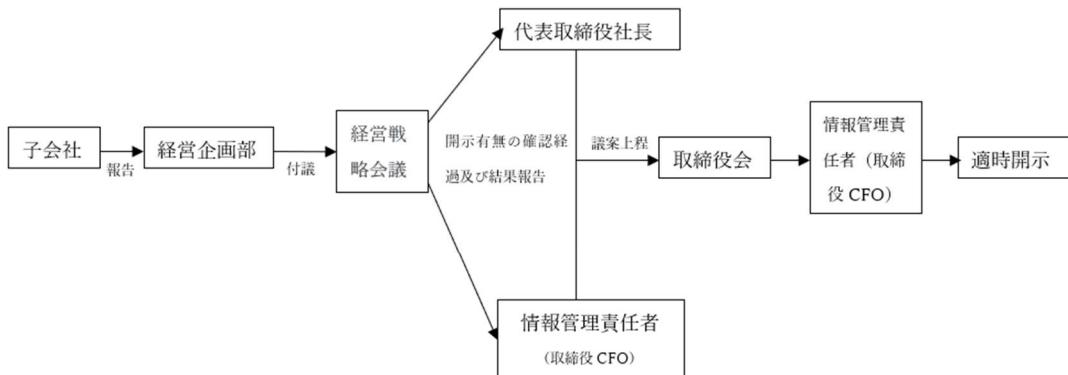
<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



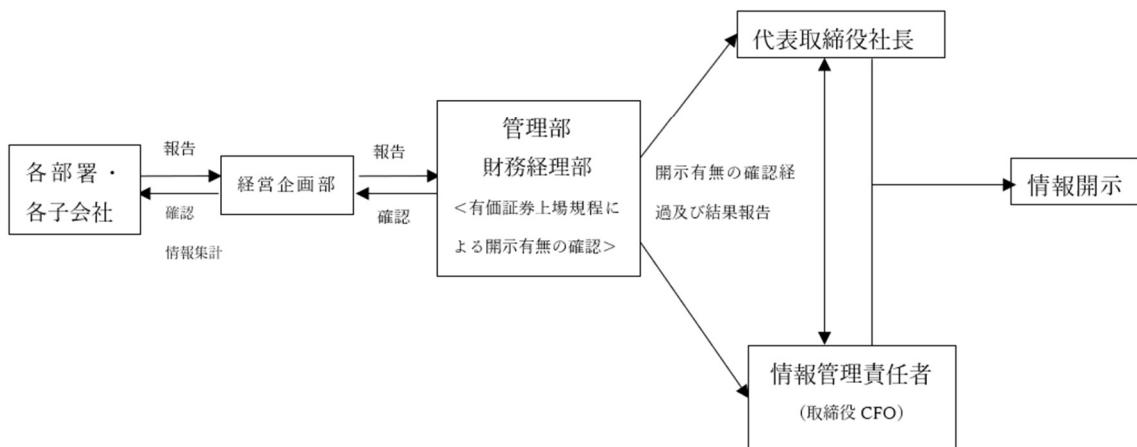
コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>



以上